

## 第 32 回町田市農業委員会総会議事録

(2018 年 10 月 25 日)

- 議 長 　ただ今から、第 32 回 農業委員会総会を開会いたします。  
　本日の署名委員は 13 番・臼井委員と 1 番・大谷委員を指名いたします。なお、渋谷委員、木目田委員は所用のため欠席致します。それでは議案の審議に入ります。  
　**日程第 1、議案第 63 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」**別紙により上程いたします。  
　別紙につきましては、事務局課長より朗読並びに内容の説明をいたさせます。
- 事務局課長 　それでは日程第 1、議案第 63 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」でございます。  
　(2 件の従事者証明の申出者、申出の生産緑地、申出の理由について説明)
- 議 長 　説明が終わりました。ご確認をいただいた担当の委員さんから順次報告をお願いします。
- 北 島 委 員 　(申請者、申請理由、申出の生産緑地について詳細を説明)  
細野(隆)委員 　(申請者、申請理由、申出の生産緑地について詳細を説明)
- 議 長 　報告ありがとうございます。議案の説明は終わりました。これにより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。
- 大 谷 委 員 　市街化畑を生産緑地に追加するというのはどういう事でしょうか。
- 事務局課長 　買い取り申出をする場合に、農業規模の縮小ということは当然考えられるのですが、生産緑地に指定することによって、そのの貸借などもできるということと、それ以外にも市街化調整区域をお持ちの場合には、農地あつせん事業も利用できますということと、今後の農業経営において、各種制度活用ということも含めて考えませんか、と説明をしているところです。
- 議 長 　他にご質問ご意見ございませんか。ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにします。  
　これより採決に入ります。  
　本議案のとおり証明することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。
- ( 挙 手 全 員 )
- 議 長 　挙手全員であります。よって本議案のとおり証明することに決します。

続いて、町田市農業委員会会長専決規程に基づく専決事項について、事務局課長に一括報告いたさせます。

事務局課長 専決事項報告（農地法4条8件、5条24件、納税猶予に関する  
適格者証明書0件、引き続き農業経営を行っている旨の証明書13  
件）

報告事項（農地法第18条第6項の規定による通知について  
1件）

議長 長 暫時休憩します。

（ 休 憩 ）

議長 長 再開いたします。何かご質問はありませんか。

他に何かご質問はありませんか。何もないようですので、以上  
をもちまして本会議を閉会いたします。